

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2－82号
2	公募日	令和7年6月16日
3	契約担当者	能代市長 齊 藤 滋 宣
4	件名	市営住宅消防用設備点検業務委託
5	業務場所	大瀬住宅A1棟～A3棟、B1棟～B5棟、向ヶ丘住宅M1棟～M5棟、芝童森住宅S1棟～S3棟
6	履行期限	令和8年3月27日
7	当該業務の主管課	都市整備部 都市整備課 電 話 番 号 0185-89-2194 ファクシミリ番号 0185-89-1779
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	市営住宅消防用設備の点検業務 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること (1) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に「市内物品等業者」で登載されている者であること (2) 能代市内に契約の締結できる営業所を有していること (3) 本市の指名停止措置を受けていないこと (4) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」を選択している者であること (5) 避難はしごの点検業務については、消防設備点検資格者第2種を有する者又は消防設備士甲種第5類若しくは乙種第5類を有する者を配置できること (6) 非常警報設備の点検業務については、消防設備点検資格者第2種を有する者又は消防設備士甲種第4類若しくは乙種第4類を有する者、又は乙種第7類を有する者を配置することができること ※ 10(5)及び(6)は兼ねることができる
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額とする
12	入札予定日	令和7年6月27日 (金) 午後1時40分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり (2) 入札参加申込書に次の書類(写し可)を添付すること ア 10(5)の資格を有していることを証する書類 イ 10(6)の資格を有していることを証する書類

入札スケジュール

件 名：市営住宅消防用設備点検業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和7年6月16日（月）正午から 令和7年6月18日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和7年6月16日（月）正午から 令和7年6月18日（水）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和7年6月16日（月）正午から 令和7年6月20日（金）午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和7年6月20日（金）午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和7年6月24日（火）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和7年6月27日（金）午後1時40分 会 場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

令和 年 月 日

住 所
申込者 商号又は名称
代表者氏名
(名簿記載番号)

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件（指名停止を受けていないこと等）を満たし、地方自治法施行令第167条の4（ただし、第2項は他の地方公共団体に限る）に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発 注 番 号	第2－82号			
物 品（業 務）名	市営住宅消防用設備点検業務委託			
本入札に関する 連 絡 先	担 当 者 名			
	電 話 番 号		F A X 番 号	

入 札 書 (第 回)

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	市営住宅消防用設備点検業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第 1 1 2 条第 1 項第 3 号により免除
備 考	

応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
 - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
 - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、本市の指名停止措置を受けていないこと。
※落札決定の日は、入札日をいう。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
- 2 仕様書等に関すること。
 - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
 - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
 - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
- 3 入札参加申込等に関すること。
 - (1) 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
 - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。	
イ 交付費用	無料
 - (3) 申込書類の作成
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
 - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
 - (5) 入札参加の辞退
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- 4 指名通知等
 - (1) 指名通知
申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
 - (2) 非指名通知
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

５ 入札、落札決定に関する注意事項

- （１）能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- （２）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- （３）入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、１枚（１回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- （４）入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- （５）落札決定から契約締結までの間において、落札者が１に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

６ 契約の締結に関すること

- （１）契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して７日以内とする。
- （２）契約保証金については、規則第１２７条の規定による。

７ その他必要な事項

- （１）申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- （２）提出された申込書類は返却しない。
- （３）申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- （４）履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- （５）契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から３０日以内に支払う。
※測量士等（所得税法第２０４条第１項第２号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- （６）申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 ０１８５－８９－２２２２

ファクシミリ番号 ０１８５－５４－６４６０

部長		次長			調査		設計		検算		浄書	
設 計 書												
市営住宅消防用設備点検業務委託												
一金 円也												
仕様概要	○ 業務場所 大瀬住宅A1棟～A3棟、B1棟～B5棟、向ヶ丘住宅M1棟～M5棟、芝童森住宅S1棟～S3棟											
	○ 仕様概要 避難ばしご(総合点検) 器具の取付、降下試験、格納状況 周囲の状況:設置場所、開口部、降下空間、避難空地 器具本体:吊り下げ金具、縦棒、横棧、可動部 避難ばしご(機器点検) 周囲の状況:設置場所、開口部、降下空間、避難空地 器具本体:吊り下げ金具、縦棒、横棧、可動部 非常警報設備(総合点検) 機器の作動試験、保護カバー確認 非常警報設備(機器点検) 機器の作動試験											
	○ その他 定めのない事項については、発注者と協議の上実施すること。											
細 目	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考						
1 避難ばしご		1	式									
2 非常警報設備		1	式									
合 計		1	式									
業務価格		1	式									
消費税相当額		1	式									
合 計												

細 目	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
1 避難はしご						
総合点検						
①大瀬住宅 8棟	48か所 A1棟～B5棟	48	台			
②向ヶ丘住宅 5棟	30か所 M1棟～M5棟	30	台			
③芝童森住宅 3棟	18か所 S1棟～S3棟	18	台			
合計(①+②+③)						
機器点検(1回目)						
①大瀬住宅 8棟	48か所 A1棟～B5棟	48	台			
②向ヶ丘住宅 5棟	30か所 M1棟～M5棟	30	台			
③芝童森住宅 3棟	18か所 S1棟～S3棟	18	台			
④消防設備点検結果報告書作成						
合計(①+②+③+④)						
機器点検(2回目)						
①大瀬住宅 8棟	48か所 A1棟～B5棟	48	台			
②向ヶ丘住宅 5棟	30か所 M1棟～M5棟	30	台			
③芝童森住宅 3棟	18か所 S1棟～S3棟	18	台			
④消防設備点検結果報告書作成						
合計(①+②+③+④)						
合計						

細 目	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
2 非常警報設備						
総合点検						
①大瀬住宅 4棟	96住戸 A2・A3・B4・B5棟	96	か所			
②向ヶ丘住宅 5棟	120住戸 M1棟～M5棟	120	か所			
③芝童森住宅 3棟	80住戸 S1棟～S3棟	80	か所			
合計(①+②+③)						
機器点検(1回目)						
①大瀬住宅 4棟	96住戸 A2・A3・B4・B5棟	96	か所			
②向ヶ丘住宅 5棟	120住戸 M1棟～M5棟	120	か所			
③芝童森住宅 3棟	80住戸 S1棟～S3棟	80	か所			
④消防設備点検結果報告書作成						
合計(①+②+③+④)						
機器点検(2回目)						
①大瀬住宅 4棟	96住戸 A2・A3・B4・B5棟	96	か所			
②向ヶ丘住宅 5棟	120住戸 M1棟～M5棟	120	か所			
③芝童森住宅 3棟	80住戸 S1棟～S3棟	80	か所			
④消防設備点検結果報告書作成						
合計(①+②+③+④)						
合計						

仕様書

1. 委託名

市営住宅消防用設備点検業務委託

2. 委託場所

- ・市営大瀬住宅（能代市字大瀬儘下 2 9 番地 1）
- ・市営向ヶ丘住宅（能代市落合字中大野台 1 番地 1 6 4）
- ・市営芝童森住宅（能代市字田子向 7 7 番地、字寿域長根 4 1 番地 1）

3. 点検従事者

本業務については、消防法令等により定められた点検の為に必要な消防点検資格者の資格をもつ者が行うこと。

4. 業務内容

消防法及び同施行令等の関係法令等の規定に基づき、次の業務を行う。

（１）消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検及び報告

（ア）機器点検… 6 ヶ月に 1 回（年 2 回）

（イ）総合点検… 1 年に 1 回

（２）機器の不具合発生時、故障時等の緊急対応

機器に不具合または故障等が発生した場合は、受注者が発注者に速やかに連絡するものとする。

なお、機器の交換等で経費が発生した場合は、発注者と協議を行う。

5. 履行期限

令和 8 年 3 月 2 7 日

6. その他

業務履行にあたっては、発注者と十分に協議を行い、遺漏のない様に実施すること。

箇所一覧

1. 避難はしご

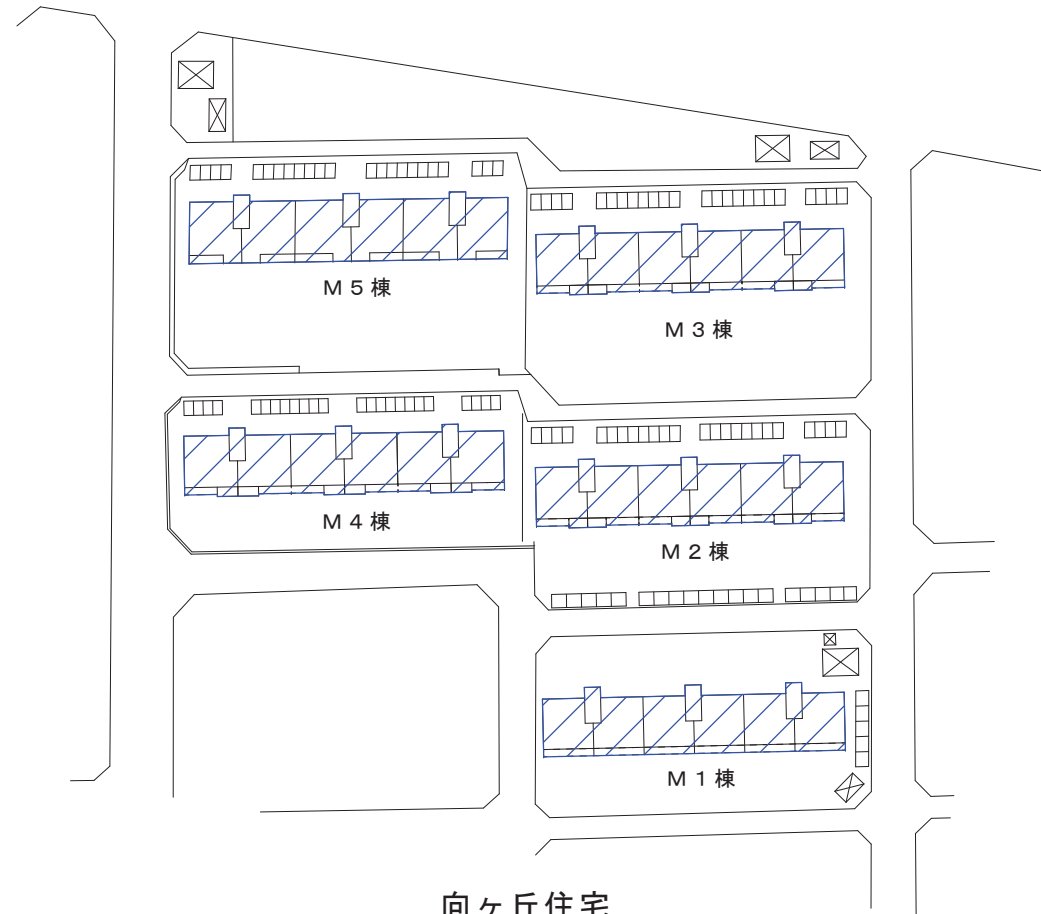
住宅名	棟名	設置箇所					
		2 F		3 F		4 F	
大瀬	A 1	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
	A 2	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
	A 3	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
	B 1	3 号	1 9 号	5 号	2 1 号	7 号	2 3 号
	B 2	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
	B 3	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
	B 4	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
	B 5	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
向ヶ丘	M 1	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
	M 2	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
	M 3	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
	M 4	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
	M 5	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
芝童森	S 1	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
	S 2	3 号	2 8 号	5 号	3 0 号	7 号	3 2 号
	S 3	3 号	2 0 号	5 号	2 2 号	7 号	2 4 号
合 計		9 6 箇所					

2. 非常警報設備

住宅名	棟名	起 動 装 置 設置住戸数	非 常 ベ ル 設置箇所数
大瀬	A 2	2 4 戸	6 箇所
	A 3	2 4 戸	6 箇所
	B 4	2 4 戸	6 箇所
	B 5	2 4 戸	6 箇所
向ヶ丘	M 1	2 4 戸	6 箇所
	M 2	2 4 戸	6 箇所
	M 3	2 4 戸	6 箇所
	M 4	2 4 戸	6 箇所
	M 5	2 4 戸	6 箇所
芝童森	S 1	2 4 戸	6 箇所
	S 2	3 2 戸	8 箇所
	S 3	2 4 戸	6 箇所
合 計		2 9 6 戸	7 4 箇所



案内図

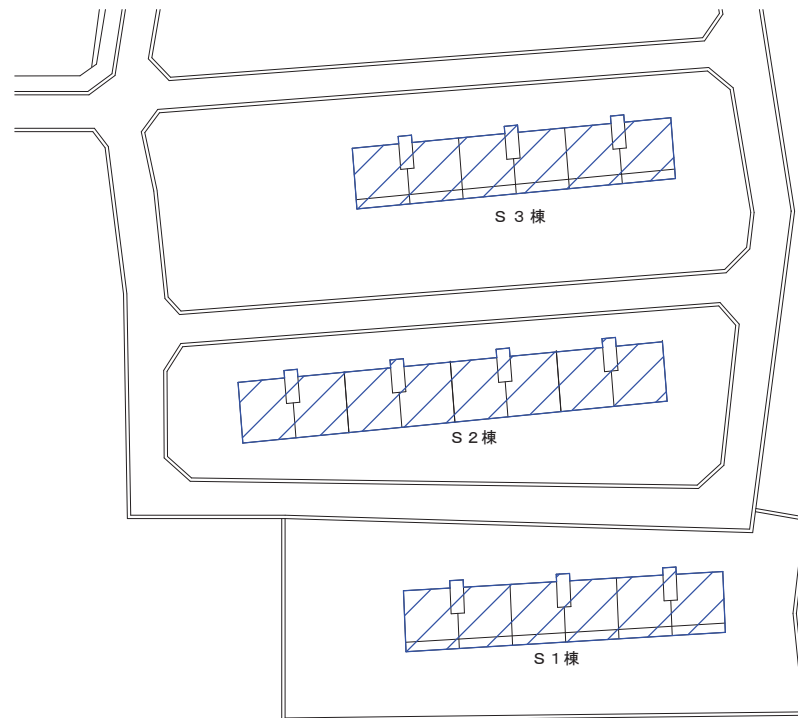


向ヶ丘住宅

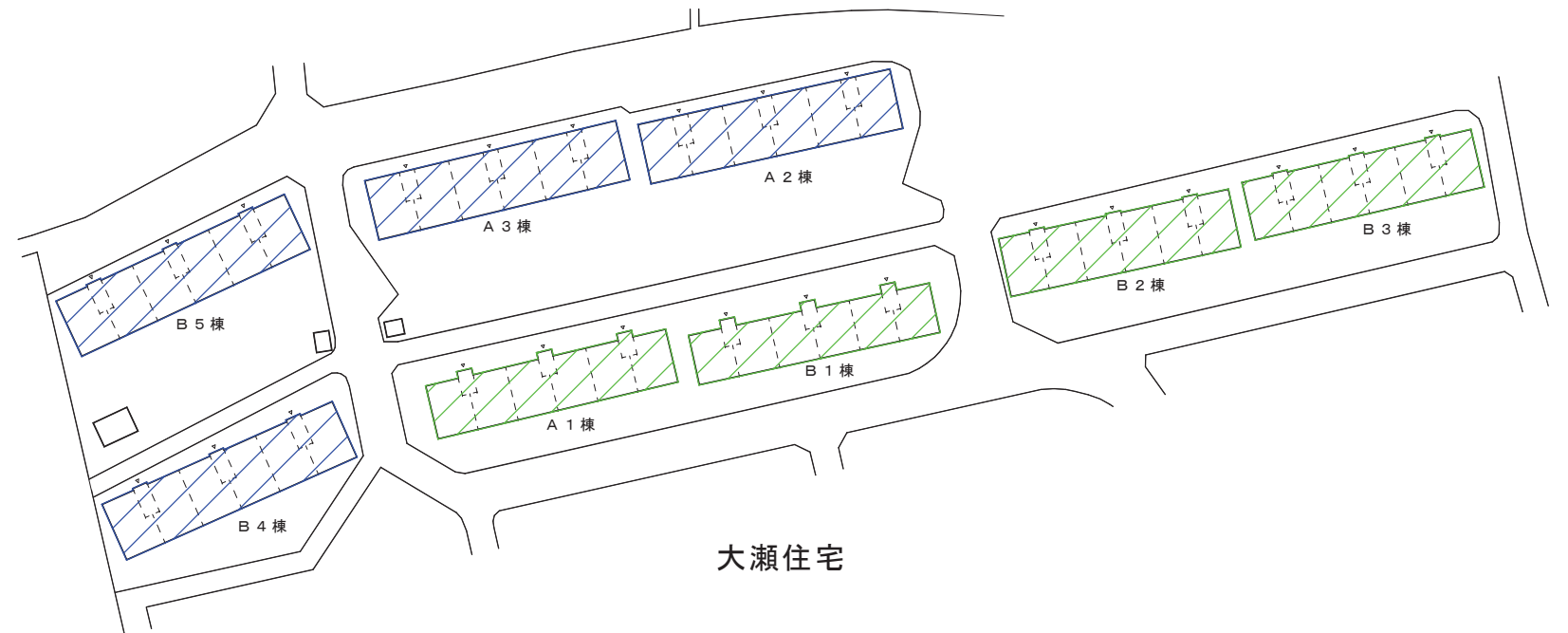
凡 例

 避難はしごの点検業務のみ

 避難はしごの点検業務
非常警報装置の点検業務



芝童森住宅



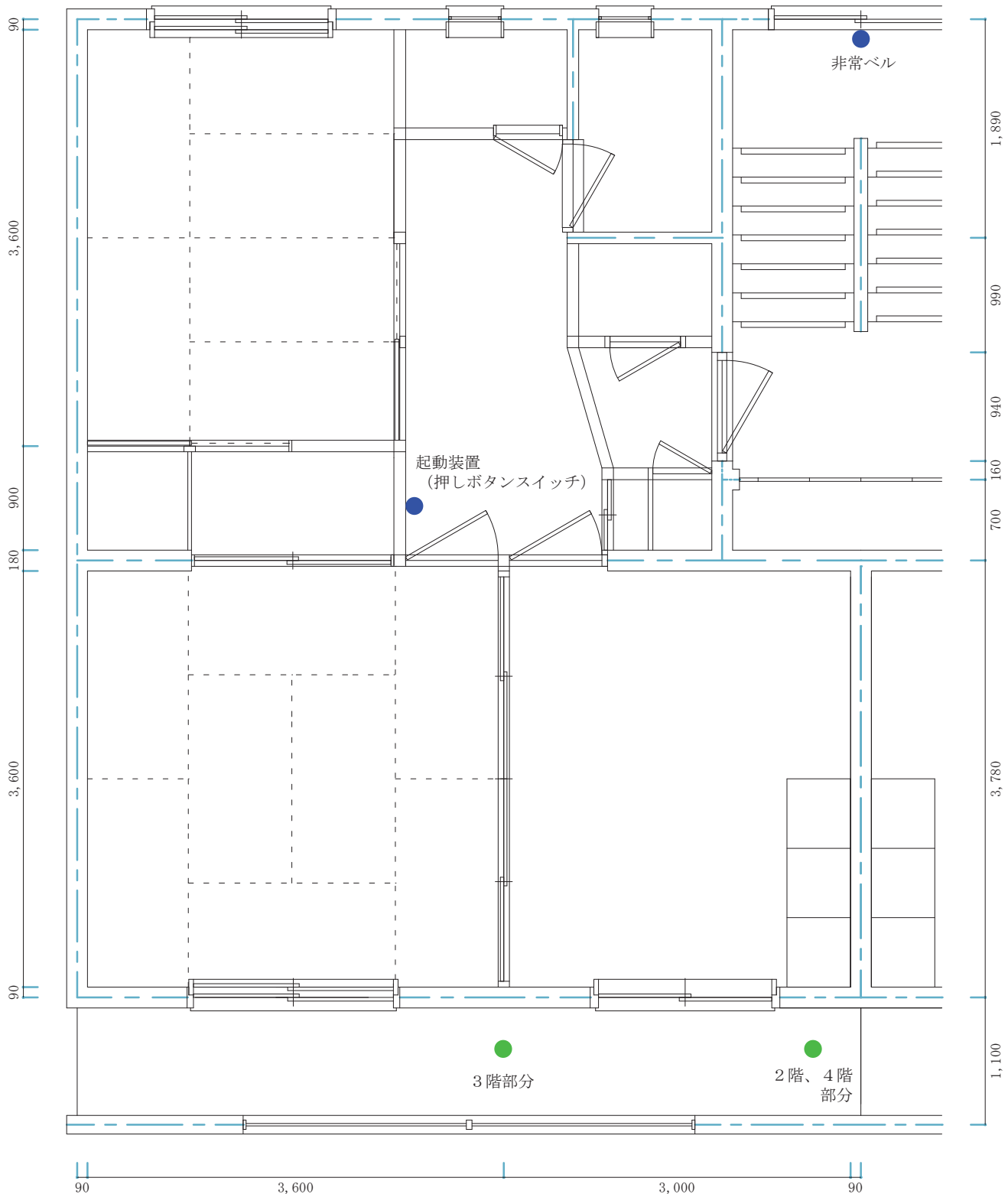
大瀬住宅

配置図

委 託 名		市営住宅消防用設備点検業務委託			
種 別	案内図、配置図			図面番号	
設計年月日	令和 7 年 6 月 日	縮 尺	1 / 50		
設 計				1	
	能代市 都市整備部 都市整備課 建設・住宅係				

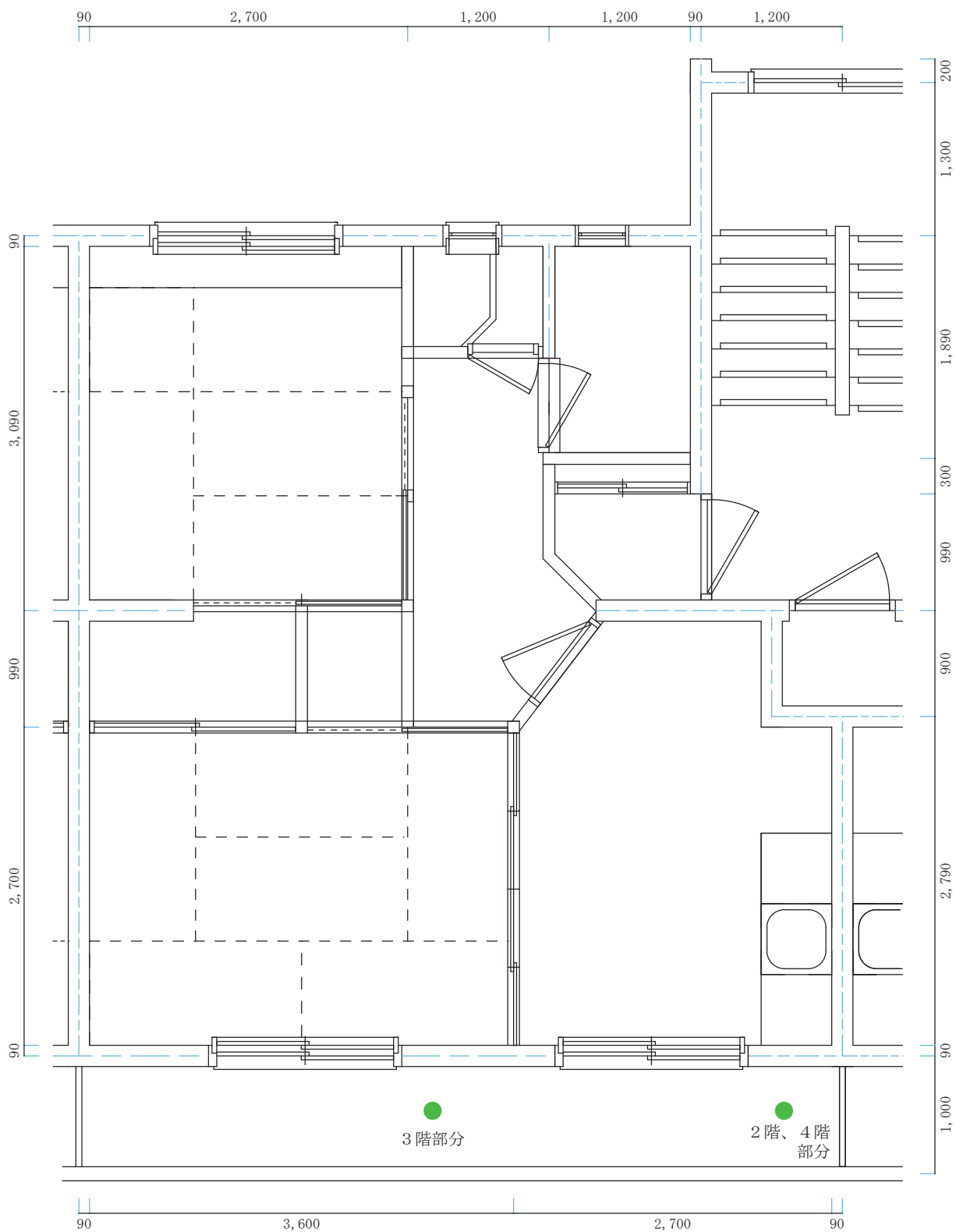
大瀬住宅 避難はしご
非常警報設備

● : 設置場所
● : 設置場所



- 避難はしご
 - 基準階あたり設置場所 2 か所
 - 1 棟あたり設置場所 6 か所
 - 棟数 8 棟
 - 大瀬住宅設置場所 4 8 か所
- 非常警報設備 (起動装置)
 - 1 住戸あたり設置場所 1 か所
 - 1 棟あたり住戸数 2 4 住戸
 - 棟数 (A2棟~3棟、B4棟~5棟) 4 棟
 - 大瀬住宅設置場所 9 6 か所
- 非常警報設備 (非常ベル)
 - 1 棟あたり設置場所 6 か所
 - 棟数 (A2棟~3棟、B4棟~5棟) 4 棟
 - 大瀬住宅設置場所 2 4 か所

委 託 名	市営住宅住宅用設備点検業務委託				図面番号
種 別	大瀬住宅A 2 棟平面図 (参考)				
設計年月日	令和 7年 6月 日	縮 尺	1/ 50	2	
設 計					
	能代市 都市整備部 都市整備課 建設・住宅係				

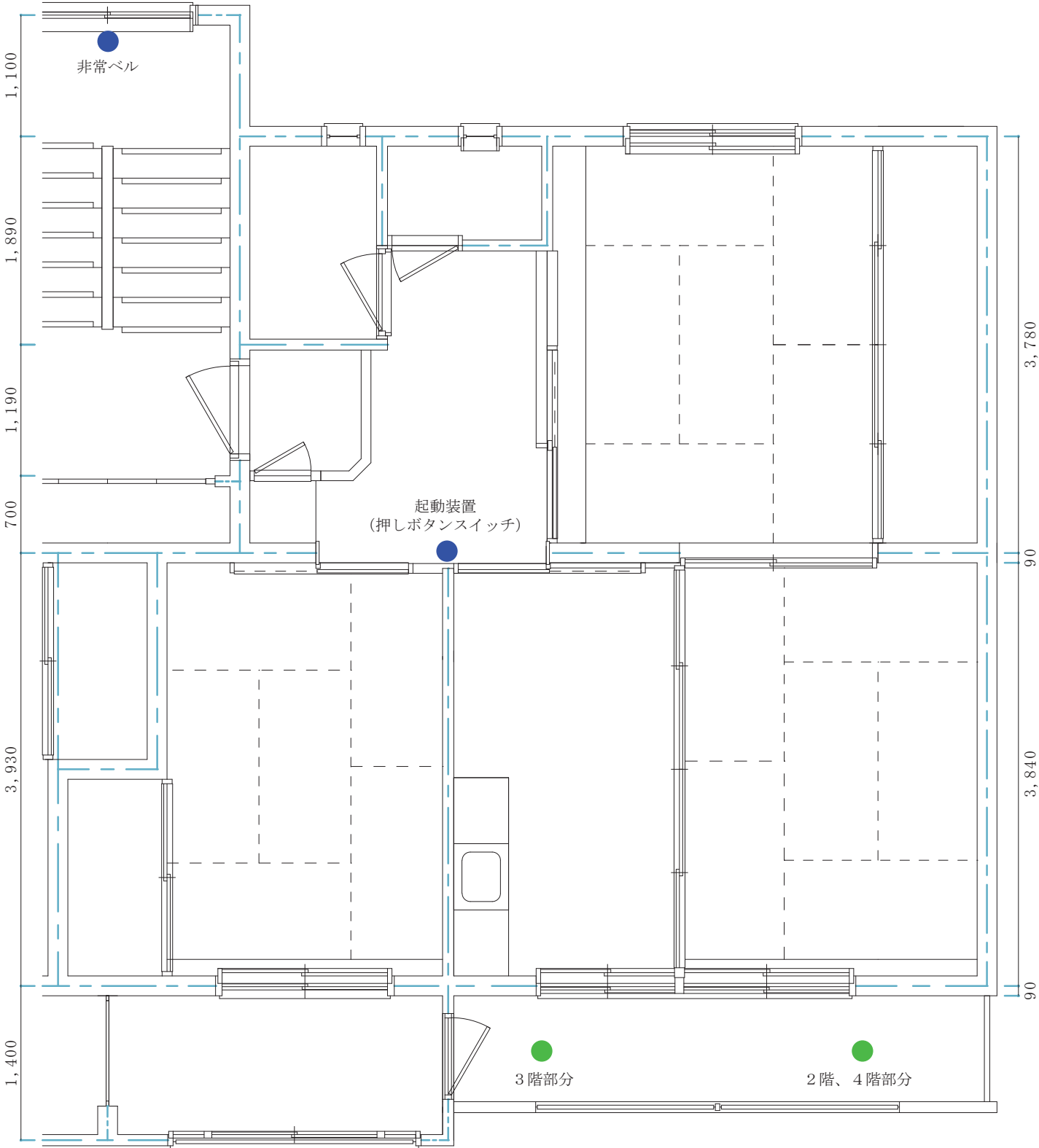


※B 1 棟東側における避難はしごの位置は妻側住戸（偶数号）ではなく、
当該住戸の隣室側（奇数号）バルコニーにあります

委 託 名	市営住宅住宅用設備点検業務委託				図 面 番 号
種 別	大瀬住宅 B 1 棟平面図 (19号, 21号, 23号)				
設 計 年 月 日	令和 7 年 6 月 日	縮 尺	1 / 50		
設 計					
	能代市 都市整備部 都市整備課 建設・住宅係				3

向ヶ丘住宅
避難はしご
非常警報設備

● : 設置場所
● : 設置場所

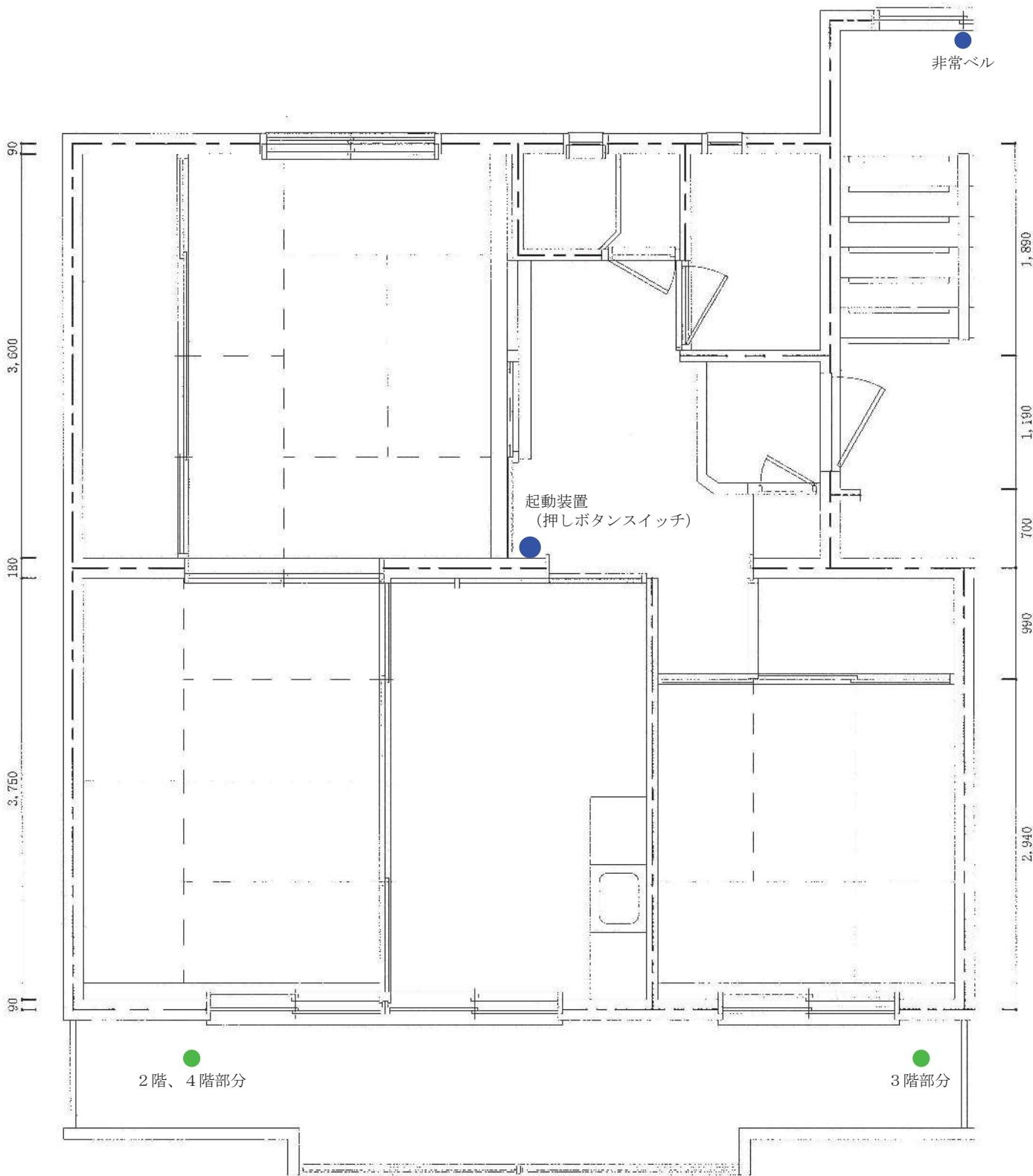


- 避難はしご
基準階あたり設置場所 2 箇所
1 棟あたり設置場所 6 箇所
棟数 5 棟
向ヶ丘住宅設置場所 30 箇所
- 非常警報設備 (起動装置)
1 住戸あたり設置場所 1 箇所
1 棟あたり住戸数 24 住戸
棟数 5 棟
向ヶ丘住宅設置場所 120 箇所
- 非常警報設備 (非常ベル)
1 棟あたり設置場所 6 箇所
棟数 5 棟
向ヶ丘住宅設置場所 30 箇所

委託名	市営住宅住宅用設備点検業務委託				図面番号
種別	向ヶ丘住宅M4棟、5棟平面図（参考）				
設計年月日	令和 7年 6月 日	縮 尺	1/ 50		4
設計					
	能代市 都市整備部 都市整備課 建設・住宅係				

芝童森住宅 避難はしご
非常警報設備

● : 設置場所
● : 設置場所



- 避難はしご
基準階あたり設置場所 2 箇所
1 棟あたり設置場所 6 箇所
棟数 3 棟
芝童森住宅設置場所 18 箇所
- 非常警報設備（起動装置）
1 住戸あたり設置場所 1 箇所
S1 棟、S3 棟 各 24 住戸
S2 棟 32 住戸
芝童森住宅設置場所 80 箇所
- 非常警報設備（非常ベル）
設置箇所（S1 棟、S3 棟）各 6 箇所
設置箇所（S2 棟）8 箇所
芝童森住宅設置場所 20 箇所

委託名	市営住宅住宅用設備点検業務委託			図面番号 5
種別	芝童森住宅 S 1 棟、2 棟平面図 (参考)			
設計年月日	令和 7 年 6 月 日	縮尺	1/ 50	
設計	能代市 都市整備部 都市整備課 建設・住宅係			